

No. 29

制 度 名	県単土地改良事業		主管課名	農村計画課 農村総合計画 G	
			問合せ先	029-301-4155	
目的・趣旨	国補事業以外の土地改良事業を対象とし、国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備等、農業の振興に資する。				
<p>[対象団体] 市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良事業団体連合会等</p> <p>[対象事業] 1 農業生産基盤整備事業  (1) 一般地帯型…かんがい排水、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、農地保全等  (2) 山間急傾斜地帯型…一般地帯型に同じ  (3) 地域水田緊急整備型…同一集落内の農業生産基盤の整備  (4) 土地改良施設緊急整備補修型…土地改良施設の補修（災害によるものを除く）  (5) ため池整備型…ため池堤とう等の改良  (6) 用水障害対策型…用水施設等の機能回復  (7) 防災安全施設型…土地改良施設での安全対策  (8) 防災減災施設型…湛水防除施設の耐震化、長寿命化対策  (9) 有機農業推進型…有機農業の推進に必要な農業生産基盤の整備  2 調査設計事業  (1) 調査設計型…上記事業を実施するにあたっての調査設計業務</p> <p>[補助要件等]  (1) 事業費：20 万円以上（用水障害対策型及び調査設計事業は 10 万円以上）  (2) 一般地帯型：一般地帯で行う事業で受益面積 5～20ha（山間部は 3～20ha）  (3) 山間急傾斜地帯型：山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定地域」）で行う事業  受益面積 1～20ha  (4) 地域水田緊急整備事業：2 工種以上、受益面積の合計が 5～20ha  (5) ため池整備型：ため池整備台帳に登載されている（指定地域の場合は 1～20ha）  (6) 用水障害対策型：河床の変動、水質汚濁を要因とする  (7) 防災安全施設型：土地改良施設を対象とする  (8) 防災減災施設型：湛水防除事業により造成された施設とする  (9) 有機農業推進型：有機 JAS と同等の水準の有機農業に取り組むこと</p> <p>[補助限度額等]  1 農業生産基盤整備事業  (1) 一般地帯型：37.5%（水田の転換が行われるもの：42.5%、強靱化・省エネ対策を行うもの：50%）  (2) 山間急傾斜地帯型：47.5%（水田の転換が行われるもの：52.5%、強靱化・省エネ対策を行うもの：55%）  (3) 地域水田緊急整備型：37.5%（一般地帯）、47.5%（指定地域）  (4) 土地改良施設緊急整備補修型：25%  (5) ため池整備型：50%  (6) 用水障害対策型：50%（人為的要因のもの：2/3）  (7) 防災安全施設型：50%  (8) 防災減災施設型：50%  (9) 有機農業推進型：50%（一般地帯）、55%（指定地域）  2 調査設計事業：50%</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備事業		—	1/4～2/3	(1/3～3/4)	(1/3～3/4)
調査設計事業		—	1/2	(1/2)	(1/2)
[令和 8 年度当初予算額] 698,366 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 令和 8 年 4 月頃決定予定			
[備考]					